認知症基本法施行および認知症施策推進基本計画を受けた取組と課題



一般社団法人日本介護支援専門員協会

私たち**介護支援専門員**は、

要支援・要介護状態にあるすべての国民に対し、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、主体性の尊重・人権尊重を基本とし、公正・中立な立場で必要な介護支援を行っております。

特に認知症施策推進基本計画おいて

「新しい認知症感」に立つと示されましたが、

私たちは以前から、認知症の有無にかかわらず、(認知症になってからも)一人一人が個人としてできること・やりたい事があり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら希望をもって自分らしく暮らし続けることができるように支援することを理念として個々の利用者・家族と向き合っています。

【基本法第3条の基本理念】について 特に関連する介護支援専門員の通常の実践業務 (基本理念から抜粋)

ケアプラン作成において

- 地域において安全にかつ安心して自立した日常生活ができるようにする とともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社 会のあらゆる分野おける活動に参画する機会の確保を通じてその人の個 性と能力を十分に発揮できるようにする。
- その人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されるようにする。
- ・認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営む事ができるようにする。
- 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加のあり方及び認知症の人が他の人々と支え会いながら共生することができる社会環境の整備を検討する。

認知症の人がその個性や能力発揮でき、希望を実現しながらこれまでの生活野中で培ってきた友人関係や地域とのつながりを持ち続け、自分の人生を大切にし、地域で安心して自分らしく生活できるようにする。

【基本的施策】ついて 特に関連する介護支援専門員の通常での実践業務 (基本的施策から抜粋)

3. 認知症の人の社会参加の確保

孤立することなく、必要な社会的支援につながるとともに、多様な社会参加の機会を確保することによって、生きがいや希望を持って暮らすことができるようにする取り組み

- ・社会参加の機会、居場所作り、多様な主体の連携・協働の推進
- 4. 認知症の人の意思決定支援及び権利利益の保護
- 5. 保険医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
 - ・認知症の人が住み慣れた地域で希望に沿った生活ができ、自らの意向が十分 に尊重されるよう、居宅、介護事業所、施設、医療機関において、必要医療・ 介護の提供が可能となる体制整備に向けた取り組み。
 - ・かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期 支援チーム、認知症疾患医療センタを含む医療機関等について地域の実情に応 じた機能や連携の強化に向けた取り組み。
- 6. 相談体制の整備等
- 8. 認知症の予防等
 - ・運動習慣、適切な栄養、社会参加、心理的サポート等につなげる

【認知症基本法】に関する当協会での取り組み

- ◎認知症の人に関する国民の理解の増進等(共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下基本法)第14条)
 - →市民に向けたシンポジウムを開催 「認知症の人とともに暮らす地域共生社会」令和5年度開催 「認知症の人の生きがいづくりと地域共生社会実現(仮)」等 (令和7年度開催予定)
- ◎認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進(基本法第15条)保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等(基本法第18条)/認知症の人の社会参加の機会の確保等(基本法第16条)/多様な主体の連携(基本法第23条)/認知症の予防等(基本法第21条)
 - →各市町村における老人福祉計画・認知症施策策定に係る会議等への参画 地域づくりに関連する多制度、多職種、インフォーマルサポート等との連携 地域ケア会議の開催及び参加等

【認知症基本法】に関する当協会での取り組み

- ◎相談体制の整備等(基本法第19条)
- →認知症に対する正しい知識と理解、そして相談に対応できるコミュニ ケーション技術の習得、自己研鑽の機会の確保 (法定研修・法定外研修等) メディカルケアマネジャーの養成、ワークサポートケアマネジャーの養成
- ◎ 研究等の推進等(基本法第20条)/認知症施策の策定に必要な調査の実施 (基本法第22条)
- →シンクタンク部門を創設。(今後、社会的な状況を勘案しながら認知症支援に資する有益な支援方法の検討などを目的とした調査研究を行っていく。)